

令和5年度韮崎北東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうることであり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解することが求められる。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、韮崎北東小学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

（1）いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条1項を参照して）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめに関する基本的認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の側に立って行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、「いじめ」に該当するか否かを判断する。

また、一見「いじめ」とみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

①いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

- ②いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ③いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいことがある。
- ④いじめは、様々な態様がある。
- ⑤いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑨いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組む問題である。

2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(1)「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
※その他校長が必要と認める者。

※「その他校長が必要と認める者」とは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA 正副会長、主任児童委員、民生児童委員、警察等のことをいう。

(2)「いじめ防止対策委員会」の役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

定例の「いじめ防止対策委員会」は、学期に一回程度開催するが、必要により、ケース会議または、グループ単位で小回りが利くケース会議を開催する。

3 未然防止の取組

未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーションを育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師は、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を育成し、自己の生き方についての考えを深め、将来の生き方の基礎を培う生徒指導に努める。道徳教育も充実させ、「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていく。

また、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童を含め、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①北東フレンドシップの日

北東フレンドシップの日を年間行事計画に位置づけ、学級ごと様々な集団活動の取組を通して心のふれあいを深め、楽しい学校生活ができるようにする。

②道徳の充実

道徳教育の充実を通して児童の自己肯定感を育てるとともに、児童同士の心と心の連携を深める。道徳教育を通し、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくる。

③あいさつ運動の充実

人と人との結びつきの基本であるあいさつを中心に据え、関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を高めるため、『いじめゼロ』を目指した児童会活動を推進する。

④情報モラル教育の実施

インターネットや携帯電話を利用したいじめの防止や、インターネット上の不適切なサイト接続、書き込み等の防止の啓発を図るため、外部と連携しながら、インターネット上のいじめへの対応を強化する。また、携帯電話やタブレットを用いたインターネットの利用状況を把握するとともに、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて、関係機関との連携を図る。

⑤児童へ向けたいじめ防止対策の説明の実施

全校集会などの際に、教師から児童に向けて、いじめ防止対策の取組について説明を行う。

(2) 児童一人一人の自己肯定感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・縦割り班活動等の異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自学，自主学習プリントの工夫

②人との関わり方を身に付けるための活動

朝・帰りの会等で、自他では思いや考えが違うことに気付かせ、そのような中に認められる自分が存在していることを感じさせる。また、児童の自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるような実践を行う。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動，総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。

（３）保護者や地域との連携を深める

児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談するよう依頼する。また、いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校・学年便り，学年PTA総会，心の教育授業の公開，学校評議員会等で伝え，理解と協力を得る。

（４）教職員の資質向上

全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し，いじめの問題に対してその態様に応じた適切な対応ができるよう，年に複数回，いじめの問題に関する校内研修を実施する。

4 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが重要な取組である。

いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取る感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。日頃から、保護者との連携及び児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。定期的なアンケート調査や教育相談の実施、「24時間子供 SOS ダイアル」や多様な窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。周知の際には、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど、児童に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

早期発見のための手だて

- ①アンケート調査（学期末・年3回）
- ②学習ノート、生活ノート、日記、連絡帳等の活用
- ③3学年以上はハイパーQ-U アンケートの実施と考察（6月・11月）
- ④個人面談（児童対象）
- ⑤個別懇談（保護者対象）
- ⑥日々の観察
- ⑦保健室の様子
- ⑧本人からの相談
- ⑨周りの友達からの相談
- ⑩保護者からの相談
- ⑪地域の方からの情報

5 いじめへの対処〈措置〉

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童等を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童等の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関連機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめに係る情報があつた時には、いじめ防止対策委員会を開くなど、情報の迅速な共有及び児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

いじめの被害児童に対する支援、加害児童等に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

<重大な事態が発生した場合>

重大事態の例

- いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- いじめにより、相当の期間（年間30日間が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあつたとき。

速やかに韮崎市教育委員会に報告し、指示に従って必要な対応を行う。

- ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ④調査結果を韮崎市教育委員会に報告
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置

児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言できないことに留意する。

(3) いじめられた児童及びその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあつてはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以降の対応を行っていく。

(4) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以降の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとえいじめを止めることができなくても、だれかに知らせる勇気をもつように伝える。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。また、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(6) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは匿名性が高く、ひとつの行為がいじめの被害にとどまらず、学校・家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすこともあることを考慮して対策を検討する。

(7) 警察署との連携

犯罪行為として扱われるべきいじめが起きたときは、警察署と連携して対処する。

(8) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできないため、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が、少なくとも3か月を目安に止んでいる状態が継続している。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを本人及びその保護者に対して面談等により確認する。

「いじめが解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力できる体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における職員会議やいじめ防止対策委員会等で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。

いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、日頃からこれらの対応の在り方について、すべての教職員で共通理解を図る。

(2) 校内研修の充実

教職員に対しては、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施していく。

(3) 校務の効率化と行事の精選

教職員が児童と向き合う時間を確保できるよう、行事の精選等に取り組んでいく。相談時間を一層確保し、教育相談体制を充実させていく。

(4) 学校評価

学校自己評価においては、年度ごとの取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、PDCAサイクルを生かし、次年度の取組を改善していく。

(5) 地域や家庭との連携について

地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題等健全育成について話し合いを進めることを願います。

「いじめ防止基本方針」をホームページで公開するとともに、この内容を、入学時・各年度の開始時に児童、保護者に説明する。

7 防止指導計画

いじめ未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認するとともに、組織体制を整える。

期	いじめ防止対策委員会の取組	その他全職員での取組
1 学 期	【4月】 いじめ防止対策委員会 【4月】 学年懇談会での啓発 【7月】 1学期の取組の反省と2学期以降の取組の検討	 【6月】 ハイパーQ－Uアンケート実施と検証（3学年以上） 【7月】 いじめアンケート実施と検証
2 学 期	【9月】 いじめ防止対策委員会 【12月】 2学期の取組の反省と3学期以降の取組の検討	【11月】 ハイパーQ－Uアンケート実施と検証（3学年以上） 【11月】 いじめアンケート実施と検証
3 学 期	【2月】 3学期の取組の反省と来年度の取組の検討 【3月】 いじめ防止対策委員会	【2月】 いじめアンケート実施と検証
定 期 的 取 組	・毎月の職員会議で、児童についての情報交換 ・児童の1日の振り返り（毎日、帰りの会）	

平成26年 3月 6日策定

平成30年10月17日改訂

令和 5年 3月31日改訂